

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日には、
翌日の翌日)

平成三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の名称

位置

山王滝園地事業

鳥取県八頭郡佐治村(山王滝)

目 次

♦告示 国定公園の公園事業の一部の決定(自然保護課)

米穀小売業の許可を行う必要がある(農蚕園芸課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

鳥取県告示第八百四十六号
食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第五条の十二第四項第二号イの規定に基づき、営業所に係る米穀の小売の業務の許可を行う必要があると認める区域を指定したので、同令第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第八百四十五号

自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。

- 一 許可の申請に係る期間
平成三年十二月二日から同月二十一日まで
- 二 許可を行なう日
平成四年一月二十日
- 三 許可の申請に係る期間
平成三年十二月二日から同月二十一日まで

一 指定をした区域及び当該区域における許可定数
指定をした区域 一
岸本町の区域

二 指定をした区域
岸本町の区域

三 指定をした区域
岸本町の区域

四 買受け登録の予約に係る期間

平成三年十二月七日から同月十一日まで

より告示する。

平成三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月三十日 鳥取県指令受都計三一一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字大沢十七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府河内長野市西之山町二七一四

岸崎 幸子

竹本 公徳

倉吉市北野四四一七

岩本 房雄

倉吉市上米積三六九

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

鳥取県告示第八百四十八号

一 開発許可の年月日及び番号
平成二年九月二一日 鳥取県指令受倉土維第十一二号
二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市下米積字池田
倉吉市上米積四二四
山田 延晴
倉吉市上米積四四〇
谷本 岩寿
倉吉市上米積八二七一五
谷本 撒秋
倉吉市上米積四四三
谷本 吉平
倉吉市上米積四三〇
竹本 公徳
倉吉市北野四四一七
岩本 房雄
倉吉市上米積三六九

岩本 至

次

3 平成3年12月6日 金曜日

鳥取県公報

第6327号

倉吉市上米積八二七一一

岩本 繁延

倉吉市上米積四三六一一

山田三千男